

## 不動産取得税非課税申告書記載要領

1. この申告書は、不動産を取得した日から、**60日以内**に提出してください。
2. ※欄は、記入する必要はありません。
3. 「取得した不動産の明細」欄は、次により記入してください。
  - (1) 「土地」欄のなかの「地目」欄には、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野等の別を記入してください。
  - (2) 「家屋」欄のなかの「種類及び構造」欄には、種類については、住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、その他等の別を、構造については、「木造、瓦葺・二階建」、あるいは、「鉄筋コンクリート造三階建」というように具体的に記入してください。
  - (3) 「取得年月日」欄には、売買、交換、贈与等により取得した場合には、譲渡が行われた日を記入してください。また家屋を**新築**した場合には、最初に使用又は譲渡が行われた日を、家屋を**増築**又は**改築**した場合には、増築又は改築のあった日をそれぞれ記入してください。
  - (4) 「取得原因」欄には、売買、交換、贈与、新築、増築、改築等の別を記入してください。
  - (5) 「土地」欄のなかの「登記受付年月日」欄には登記受付の日を、「家屋」欄のなかの「建築又は登記受付年月日」欄には、家屋を建築した場合には建築年月日を、**承継**により取得した場合には登記受付の日を記入してください。
4. 「非課税の理由となる用途」欄は、次に該当する場合等に非課税になりますから具体的に記入してください。
  - (1) 地方税法第73条の4第1項の規定により、次に掲げる者が不動産をそれぞれ次に掲げる不動産として使用するために取得した場合等には非課税になります。
    - ア **宗教法人**が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する**境内建物及び境内地**
    - イ **学校法人**又は**私立学校法第64条第4項の法人**がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産、**公益社団法人**又は**公益財団法人**がその設置する**図書館**において直接その用に供する不動産及び**公益社団法人**若しくは**公益財団法人**又は**宗教法人**がその設置する**博物館法第2条第1項の博物館**において直接その用に供する不動産
    - ウ **社会福祉法人等**が次の不動産のうち、一定の要件に該当する不動産を取得した場合  
生活保護法による**保護施設**、児童福祉法による**児童福祉施設**、老人福祉法による**老人福祉施設**、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による**障害者支援施設**又は社会福祉法第2条第1項による**社会福祉事業の用に供する不動産**
    - エ **公益社団法人**又は**公益財団法人**で**学術の研究を目的とするもの**がその目的のために直接その研究の用に供する不動産
  - (2) 地方税法第73条の4第3項の規定により、**保安林、墓地又は公共の用に供する道路、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤とう**若しくは**井溝**の用に供するために土地を取得した場合には非課税になります。
5. 「上記の用に供し始める時期」欄は、4の用途に実際に供し始めるときを記入してください。